

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年九月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年八月二十五日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県入間市扇台六丁目八百八十一番十七から 八百八十二番十二まで</p> <p>埼玉県入間市扇台六丁目八百八十番七から 八百八十一番十七まで</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目七百四十七番一から 七百六十六番十三まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>九十一・七</p> <p>六十五・三</p> <p>六十五・七</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>五・〇</p> <p>六・〇</p>